

令和5年度 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険

7月中旬に国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険税(料)決定通知書を送付します。それに合わせて、今年度の保険税(料)の変更点などについてお知らせします。

問い合わせ こまつももしセンター ☎20・0404
医療保険課 ☎24・8148

後期高齢者医療のお知らせ



令和5年度の保険料

所得割率	9.53%	所得割率・均等割額・賦課限度額は全て据え置きました。
均等割額	48,500円	
賦課限度額	660,000円	

所得割率：加入者の所得に応じた率
均等割額：加入者1人当たりの額
賦課限度額：保険料の上限額

保険料の軽減

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額以下の場合、保険料(均等割額)の軽減を受けることができます。令和5年度の基準は以下の通りです。

軽減判定所得金額	軽減後の年間均等割額
43万円+10万円×A	14,550円(7割軽減)
43万円+29万円×B+10万円×A	24,250円(5割軽減)
43万円+53.5万円×B+10万円×A	38,800円(2割軽減)

A：年金・給与所得者の人数-1
B：世帯の被保険者の人数

軽減を受けるには所得の申告が必要です。所得がない人も必ず申告をしましょう。

介護保険のお知らせ



令和5年度の保険料

令和5年度の介護保険料は据え置きました。保険料基準額は、年額75,600円です。

国民健康保険のお知らせ



令和5年度の保険税

所得割率、均等割額、平等割額は据え置き、賦課限度額は改定しました。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	6.8%	2.0%	1.8%
均等割額	30,200円	9,300円	9,200円
平等割額	29,400円	8,800円	6,800円
賦課限度額	650,000円(630,000円)	200,000円(190,000円)	170,000円(170,000円)

※()内は昨年度の額
所得割率：世帯加入者全員の所得に応じた率
均等割額：加入者1人当たりの額
平等割額：1世帯当たりの額
賦課限度額：保険税の世帯上限額

保険税の軽減

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額以下の場合、保険税(均等割額、平等割額)の軽減を受けることができます。令和5年度の基準は以下の通りです。

軽減判定所得金額	均等割 平等割
43万円+10万円×A	7割軽減
43万円+29万円×B+10万円×A	5割軽減
43万円+53.5万円×B+10万円×A	2割軽減

A：年金・給与所得者の人数-1
B：世帯の被保険者の人数

軽減を受けるには所得の申告が必要です。所得がない人も必ず申告をしましょう。

新しい保険証を送付します

8月1日から使用できる新しい保険証を、7月中旬から簡易書留で順次送付します。現在の保険証は7月31日で期限切れとなるため、各自で破棄をお願いします。

国民健康保険被保険者証 (国民健康保険に加入の人)

オリーブ色に変わります(現えんじ色)。70歳以上の人には国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を送付します。

後期高齢者医療被保険者証 (後期高齢者医療保険に加入の人)

紫色に変わります(現緑色)。現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちで、8月以降も認定要件に該当する人には、保険証と合わせて新しい認定証を送付します。

※国民健康保険被保険者証は小松市から、後期高齢者医療被保険者証は石川県後期高齢者医療広域連合からそれぞれ送付します。同じ世帯であっても配達日は異なる場合がありますので到着まで今しばらくお待ちください。

保険税(料)の決定通知書を送付します

令和5年度の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。通知書をご覧ください、納期限までにお支払いください。

※軽減や減免を受けるには所得の申告が必要です。世帯主及び世帯の被保険者で申告がまだの人や所得がない人も必ず申告をしましょう。

納付月=○ 普通徴収：納付書または口座振替による支払い 特別徴収：年金からの天引きによる支払い

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別徴収	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—

※年度内で資格を取得または喪失する場合など、上記の納付回数と異なることがあります。詳しくは送付する通知書をご覧ください。

国民年金保険料の免除(納付猶予)申請受け付けが始まります

経済的理由で国民年金保険料を納められない場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得が一定額以下であれば、申請者本人が全額または一部の免除を受けることができます。50歳未満の人で本人または配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合、納付が猶予されます。原則毎年申請が必要です。審査結果は日本年金機構から送付されます。

免除(猶予)期間 7月から翌年6月まで
申請に必要なもの

- ・身分証明書(運転免許証など顔写真付きのものは1点、健康保険証など顔写真付きでないものは2点)
- ・年金手帳など基礎年金番号の分かるもの
- ・退職(失業)による申請の場合は、離職票や雇用保険受給資格者証の写しなど

年金に関するお問い合わせ

小松年金事務所 ☎24・1791 医療保険課 ☎24・8060

